

ID: 3028

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第106条の2第1項の規定による。 (共済事業に係る監督上の処分)</p> <p>第106条の2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日